

嘉教指第 1493 号
令和 7 年 9 月 2 日

保護者各位

嘉手納町教育委員会
教育長 浦崎 直哉
(公 印 省 略)

小学校の通学かばんについて（周知）

新秋の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より、本町の教育にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、小学生の通学かばんとして定着しているランドセルについて、全国的にランドセルの所持を推奨する法令や指針はなく、対応は各学校に任されています。本町の小学校においても、ほとんどの児童がランドセルを使用しています。

しかし、ランドセルの価格は年々高騰し、保護者の経済的な負担が大きくなっていることや、近年、多様性が尊重される社会となっているため、今後は、本町でも、保護者や児童が通学かばんを選択できるようにすることが必要であると考えています。

そこで、令和 7 年度から、小学生の通学かばんについては、下記のとおり、従来のランドセルだけではなく、他のかばんも通学用かばんとして認めております。保護者の皆様のご理解をお願い申し上げます。

記

1. 通学かばんについて

①ランドセル

②それ以外のかばん（リュック、ランドセル型リュック等）

<通学かばんとしての満たすべき条件>

- ・登下校の安全面のため、背負うタイプで両手が空くもの
- ・機能性、耐久性に優れたもの
- ・教科書、ノートが入る大きさのもの
- ・雨天時に中に入れているものが濡れないようなもの

2. 対 象 新 1 年 生

※在校生（2～6年生）については、現在使っているランドセルやかばんを継続して使用して構いません。